

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を公示して、当該公の施設の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請をする団体に必要な資格
- (5) 申請の方法
- (6) 選定の方法及び基準
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項の規定による公募は、市の掲示場へ掲示並びに市の広報紙又はホームページへの掲載その他市長等が適当と認める方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他の市長等が別に定める書類を添えて、これを市長等に提出しなければならない。

2 法第244条の2第11項の規定により、市が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体は、前項の規定による申請をすることができない。

(候補者の選定)

第4条 市長等は、前条第1項の規定による申請をした団体のうちから、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
- (3) 効率的な管理が行われること。
- (4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認めて定める基準

2 市長等は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の意見を聴くことができる。

3 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

(候補者の選定の特例)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条、第3条及び前条第1項の規定にかかわらず、市長等が指名する団体のうちから候補者を選定することができる。

- (1) 第3条の規定による申請がなかったとき。
- (2) 前条の規定による審査の結果、候補者を選定することができなかったとき。
- (3) 公の施設の目的、規模、機能等を考慮した結果、特定の団体に管理を行わせることが特に必要であると認めるとき。
- (4) 前条の規定により選定した団体を指定管理者に指定することができなくなり、又は指名することが著しく不相当であると認められる事情が生じたとき。
- (5) 指定管理者が、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたとき。

2 前2条の規定は、前項の規定により候補者を選定する場合について準用する。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは当該議決に係る被選定者を指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長等と協定を締結しなければならない。

- (1) 管理の業務に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (3) 管理の業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 使用料又は利用料金に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(選定の公示)

第8条 市長等は、指定管理者を指定し、若しくはその指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。その公示した事項に変更があったときも同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。